

令和3（2021）年度 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
専門職学位課程（法科大学院）入学試験追試験（既修者） 筆記試験出題趣旨

試験実施日：2020年12月13日（日）

法律科目問題1（公法系）

地方議会の議員、その親族が経営する企業に関わる条例を素材とした事例を設定し、(1)当該条例の憲法適合性を問う問題を通して、基本的人権に対する制約の有無・その正当性に関する議論を適切に行えるか、(2)ある紛争の法律上の争訟該当性と地方議会の自律の取扱いについての理解を得ているか、(3)法定抗告訴訟における「処分その他公権力の行使」、原告適格を基礎付ける「法律上の利益」について十分な理解を得ているか、を問うた。

法律科目問題2（民事系）

（1）は、いわゆる性質の錯誤を平成29年法律第44号により改正された民法95条の規定においてどのように位置づけるかを、事例への当てはめを通じて問うものである。

（2）は、会社法847条1項が規定する株主による責任追及等の訴えによって追及できる責任の範囲について、対立する見解の根拠を示して論じることができるかを問うものである。

（3）は、責任追及等の訴えにおいて、判決の効力が被担当者である会社に及ぶ実質的な根拠について問うものである。

法律科目問題3（刑事系）

第1問は、私文書偽造罪の成立要件に関する基本的理解と、やや特殊な事案への適用能力を問うものである。本問の事案の特徴は、第1に、行為態様が同姓同名の他人になりすます類型であるところであり、また、第2に、客体が交通事件原票の供述欄であるところにある。いずれもやや特殊な問題であるが、前者については、有形偽造の定義を前提に、作成名義人がどのように特定されるかという問題を、そして、後者については、それが私文書であることを前提に、作成名義人の承諾の存在がどのような意味をもつか、あるいはもたないかという問題を、いずれも判例の基本的な立場をふまえつつ、事案に即して検討することが求められる。

第2問は、職務質問・所持品検査に対する法的規律の基本的理解と事案への適用能力を問うものである。まず、警察官が車止めを設置した行為については、職務質問における停止行為の適法性判断基準を示した上で、侵害される権利利益の内容・程度を明らかにしつつ、あてはめをすることが求められる。次に、警察官が携帯電話を取り上げてカバンの中に入れた行為については、捜索現場における妨害排除措置の議論を応用して、当該行為の法的位置づけを明らかにし、適法性を判断する必要がある。その際は、強制処分（捜索）における妨害排除措置と任意処分（職務質問）における妨害排除措置との間で、取り得る措置に差があるかという点も検討すべきであろう。最後に、警察官が長財布を開いてチャックの付いていない部分を確認した行為については、所持品検査の適法性判断基準を示した上で、事案の中から適切な事情を拾い、あてはめをすることが求められる。